

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、
当たる翌日の休日がと日)

社が行う土地改良事業（公社営畜産基地建設事業東伯地区農用地造成）を
昭和六十年四月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定によ
り告示する。

昭和六十年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告 示 土地改良事業の認可

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（二件）

松くい虫の特別防除の実施

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）

廢川敷地の生成

建築基準法による道路の位置の指定の変更

昭和六十年三月鳥取県告示第二百三十五号中訂正

鳥取県告示第五百三十一号
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規
定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五
条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告
示する。

昭和六十年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

イ 倉吉市、八頭郡郡家町、船岡町及び用瀬町、東伯郡閏金町、北条
町、大栄町、東伯町及び赤崎町、西伯郡日吉津村、岸本町、会見町
及び西伯町並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 気高郡氣高町並びに東伯郡泊村、北条町及び大栄町の各一部（別
紙のとおりとする。）

鳥取県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項におい
て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、財團法人鳥取県農業開発公

昭和六十一年六月一日から同年七月十五日まで

鳥取県告示第五百三十二号

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあつては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあつては地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。
- 3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、3により措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行なうべき者が自らその措置を行つた場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十一年五月二十五日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとする

ときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る伐採木等の

変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい

鳥取県告示第五百三十三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域
鳥取市、倉吉市、気高郡氣高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡東郷町及び三朝町並びに西伯郡名和町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

二 期間

昭和六十一年六月一日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十六号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十一年五月四日

ときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十七条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川船谷川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十年五月四日

三 廃川敷地の位置

日野郡江府町大字江尾字船谷寶大寺三〇九地先から同大字字猿平三四

四 廃川敷地の種類及び数量

五十四地先まで

土地 二、八〇六・〇七平方メートル

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を昭和六十年五月四日次のとおり変更したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

正

誤

頁 段 行 誤 正
四 上 十二 字大井谷 字大井呑

昭和六十年三月鳥取県告示第二百三十五号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

申請人の住所及び氏名	変更後の道路の位置の指	変更後の道路の幅員
鳥取市青葉町三丁目一〇三 株式会社不動企業 代表取締役 田中 宣一	鳥取市浜坂字東浜一四五 七一四及び一四五六一一	幅員 六・二〇 延長 三五・〇〇
		幅員 六・二〇 延長 三五・〇〇
		幅員 六・二〇 延長 三五・〇〇